

21. グリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）について

中部地方整備局営繕部

1. はじめに

近年、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、資源の枯渇、大気・水質汚染、酸性雨等の地球環境問題が国際的な関心事となっています。中でも地球温暖化問題は重要課題の一つとなっています。建築物も私たち人間と同様に、その誕生から一生を終えるまでに、大量の資材とエネルギーを必要とし、我が国の二酸化炭素排出量の約1/3を建築関連分野が占めていると見られています。

このような中、平成5年には「環境基本法」が制定され、環境対策の関心が急速に高まって来るとともに、平成9年には「地球温暖化防止京都会議」が開催され、地球温暖化対策を早急に推進する必要が生じたことから、国土交通省では、官庁施設の整備・改修にあたり地球環境の保全等に一層配慮した環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進しています。

2. グリーン庁舎の概要

国土交通省では、「京都議定書」の約束を達成するための、具体的な裏づけのある対策を示した「地球温暖化対策推進大綱」に掲げられた、官庁施設における「グリーン庁舎の整備」を推進しています。以下にその概要を紹介します。

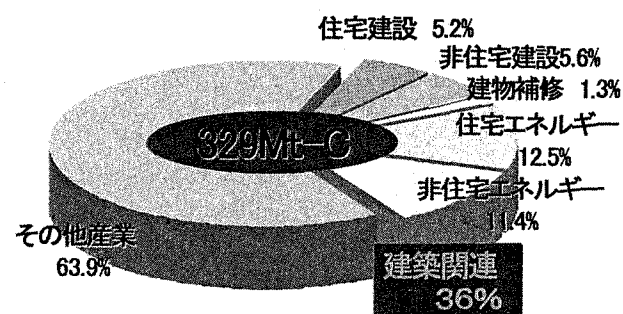
グリーン庁舎は、新規に整備する庁舎で、計画から建設、運用、廃棄に至るまでの、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、我が国の建築分野における環境保全対策のモデルとなる庁舎であり、以下の五つの観点を考慮して整備を行うこととしています。具体的には、資機材の生産段階から建設、運用、廃棄までの一生に建物が環境に与える負荷を示すライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）などを主たる指標として評価することとしています。

- 周辺環境への配慮（屋上緑化、透水性舗装など）
- 運用段階の省エネルギー・省資源（太陽光発電、高効率照明、自然換気、十分な断熱性など）
- 長寿命化（耐久性・耐震性・耐火性に優れた材料、階高のゆとりなど）
- エコマテリアルの使用（自然材料、再生砕石など）
- 適正使用・適正処理（建設副産物の発生抑制及び再利用、梱包レス化など）

また、既存の官庁施設についても上記と同様の観点から評価（グリーン診断）し、それを踏まえて、改修計画を行い、改修工事、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷の低減に配慮した改修（グリーン改修）を行うこととしています。

〔グリーン庁舎イメージ〕

〔CO₂排出量の約1/3が建築関連〕



1990年における日本のCO₂排出量推計値

出典：日本建築学会地球環境委員会ライフサイクル評価小委員